

有限責任中間法人

日本周産期・新生児医学会

新生児蘇生法(NCPR)普及事業規定

目次

新生児蘇生法（NCPR）普及事業規定

1. 新生児蘇生法普及事業の概要
2. 新生児蘇生法各コースについて
 - 2-1. 新生児蘇生法「一次」コース
 - 2-2. 新生児蘇生法「専門」コース
 - 2-3. 新生児蘇生法「専門」コースインストラクター養成講習会
3. 新生児蘇生法各インストラクターについて
 - 3-1. 新生児蘇生法「一次」コースインストラクター
 - 3-2. 新生児蘇生法「専門」コースインストラクター
 - 3-3. 新生児蘇生法コアインストラクター
4. 認定の停止

新生児蘇生法（NCPR）普及事業規定付則

1. 新生児蘇生法普及事業の意義
2. 新生児蘇生法普及事業運営規定
 - 1) 暫定的移行処置
 - 2 s) 新生児蘇生法普及事業小委員会運営規定付則

新生児蘇生法（NCPR）普及事業規定

1. 新生児蘇生法普及事業の概要

胎児は出生を契機に胎外生活に適応した呼吸循環動態に移行しなくてはならない。この移行が順調に進行しない場合、適切な蘇生を受けなければ死亡するか、重篤な障害を残す可能性がある。国際蘇生法連絡委員会 (International Liaison Committee on Resuscitation 以下 ILCOR) は EBM に基づく心肺蘇生法の概要を発表し、日本周産期・新生児医学会は日本蘇生協議会を通じて間接的に ILCOR に参画した。ここに日本周産期・新生児医学会は、我が国全新生児に対する医療水準の向上を願い、新生児蘇生法に関する教育プログラムを展開するものである。

本学会が展開する新生児蘇生法講習会は、新生児蘇生法「一次」コースと新生児蘇生法「専門」コースの2つのコースで構成され、各コースのインストラクターとして新生児蘇生法「一次」コースインストラクター、新生児蘇生法「専門」コースインストラクターが、制度発足時のインストラクターとしてコアインストラクターが認定される。各コースはそれぞれ、主に正常新生児を取り扱う専門職種、各種疾病を有する重症新生児を取り扱う専門職種を対象としており、受講者は以下を参考にしながら各自活動する領域に応じて適切なコースを選択する。

☆新生児蘇生法「一次」コース（Bコース）

新生児蘇生法「一次」コースは主に正常新生児を取り扱う専門職種を基本的な対象としており、具体的には

- ・新生児蘇生に携わる一次周産期医療機関医師
- ・新生児蘇生に携わる一般の看護師・助産師
- ・卒後臨床研修プログラム（初期研修）における産科・小児科研修医
- ・医学部学生、看護および助産学生
- ・救命救急士

などが想定されている。気管挿管などの高度な手技を除く、ILCOR に準拠した基本的な新生児蘇生法を習得することを目的とする。

☆新生児蘇生法「専門」コース（Aコース）

新生児蘇生法「専門」コースは各種疾病を有する重症新生児を取り扱う専門職種を主要対象としており、具体的には

- ・新生児蘇生に携わる二次もしくは三次周産期医療機関医師
- ・日本周産期・新生児医学会周産期（新生児）専門医
- ・新生児蘇生に携わる専門性の高い看護師・助産師（日本看護協会新生児集中治療認定看護師など）

などが想定されている。気管挿管や薬物投与などの高度な手技もしくはその知識を含む、ILCOR の Consensus に準拠した高度な新生児蘇生法を習得することを目的とする。

☆新生児蘇生法「専門」コースインストラクター養成講習会

新生児蘇生法「専門」コースインストラクター養成講習会は新生児蘇生法「専門」コースインストラクター資格を直接取得するために開催され、各種疾病を有する重症新生児を取り扱う専門職種を主要対象としており、具体的には

- ・新生児蘇生に携わる二次もしくは三次周産期医療機関医師
- ・日本周産期・新生児医学会周産期専門医・(暫定)指導医
- ・新生児蘇生に携わる専門性の高い看護師・助産師
- ・医療教育機関の教員

などが想定されている。本講習会は学会のみが主催するもので、新生児蘇生法「専門」コースで求められる知識・技能に加え、新生児蘇生法普及事業の知識および指導法を習得する。新生児蘇生法普及事業本講習会修了後は新生児蘇生法「専門」コース修了認定とともに新生児蘇生法「専門」コースインストラクターの資格を得ることができる。

☆開催主体による講習会の種類としては、学会が主催する**主催講習会**、各地において様々な運営主体が開催し、学会より所定の基準を満たすものとして公認される**公認講習会**に大別される。新生児蘇生法「一次」コースは主に公認講習会、新生児蘇生法「専門」コースは主催講習会および公認講習会より構成されるが、開催主体による必須履修項目および修了認定に差はない。なお、新生児蘇生法「専門」コースインストラクター養成講習会は主催講習会のみで構成される。

2. 新生児蘇生法各コースについて

2-1. 新生児蘇生法「一次」コース（Bコース）

始めに

本解説は主に新生児蘇生法「一次」コース講習会の開催者を想定した解説となっている。新生児蘇生法「一次」コース講習会の受講希望者は、学会ホームページに掲載される新生児蘇生法「一次」コース開催予定一覧および各地における案内を参照するほか、不明点は学会事務局まで問い合わせることで講習会開催予定を知ることが可能である。

対象と目的

新生児蘇生に携わる一次周産期医療機関医師、新生児蘇生に携わる一般の看護師・助産師、卒後臨床研修プログラム（初期研修）における産科・小児科研修医、医学部学生、看護および助産学生、救命救急士など新生児の蘇生に立ち会う可能性のある者。気管挿管などの高度な手技を除く、ILCORのConsensusに準拠した基本的な新生児蘇生法を習得する。

修了認定取得ができる講習会、およびその開催

地区単位、医師会などの職種別団体単位、学校単位などにおいて開催され、学会が定める基準に基づき学会より公認された新生児蘇生法「一次」コース講習会（公認講習会）。新生児蘇生法「一次」コース講習会の開催を希望する講習会責任者は、学会が定める

基準を満たした上で学会事務局に新生児蘇生法「一次」コース講習会事前公認申請書を提出する。この講習会責任者は新生児蘇生法「一次」コースインストラクター、新生児蘇生法「専門」コースインストラクターもしくは新生児蘇生法コアインストラクターのいずれかでなくてはならない。事前公認後、講習会開催の広報が可能となるほか学会ホームページに掲載される。

修了認定取得の流れ

修了認定取得を希望する者は上記新生児蘇生法「一次」コース講習会を受講し、簡単な筆記試験解答用紙（時間的余裕の少ない講習会に於いては講習会終了後自宅で記入・返送することも可とする）を提出する。

新生児蘇生法「一次」コース講習会開催責任者は講習会終了後、新生児蘇生法「一次」コース講習会報告書、筆記試験採点表、講習会実施の記録資料（写真数点またはビデオ記録、録音テープなど）、受講者が記入した新生児蘇生法「一次」コース修了認定申請書を学会事務局に提出する。学会事務局は審査の結果適当と判断した場合、開催責任者に対して新生児蘇生法「一次」コースインストラクター実績票、各受講者に対して合格通知を送付、認定料の納付確認後に修了認定証を発行する。

認定更新

修了認定は5年ごとに更新する。5年ごとに行われる ILCOR の Consensus および本邦新生児蘇生法ガイドラインの更新内容を含むアップデート講習会を受講し、筆記試験、新生児蘇生法「一次」コース修了認定更新申請書を学会事務局に提出する。学会事務局は審査の結果適当と判断した場合、各受講者に合格通知を送付、認定料の納付確認後に修了認定証を発行する。

2-2. 新生児蘇生法「専門」コース（Aコース）

始めに

本解説は新生児蘇生法「専門」コース講習会の開催者を想定した解説となっている。新生児蘇生法「専門」コース講習会の受講希望者は、学会ホームページに掲載される新生児蘇生法「専門」コース講習会開催予定一覧および各地における案内を参照するほか、不明点は学会事務局まで問い合わせることで講習会開催予定を知ることが可能である。

対象と目的

新生児蘇生に携わる二次もしくは三次周産期医療機関医師、例えば日本周産期・新生児医学会周産期（新生児）専門医や小児科専門医、新生児蘇生に携わる専門性の高い看護師・助産師、例えば日本看護協会新生児集中治療認定看護師など重症新生児の蘇生に立ち会う可能性のある者。気管挿管や薬物投与などの高度な手技もしくはその知識を含む、ILCOR の Consensus に準拠した高度な新生児蘇生法を習得する。

修了認定取得ができる講習会、およびその開催

学会が主催する新生児蘇生法「専門」コース講習会（主催講習会）、または各地の日本周産期・新生児医学会専門医制度基幹研修施設もしくは総合周産期医療センター等によって開催され、学会が定める基準に基づき公認された新生児蘇生法「専門」コース公

認講習会（公認講習会）。

新生児蘇生法「専門」コース講習会の開催を希望する講習会責任者は、学会が定める基準を満たした上で学会事務局に新生児蘇生法「専門」コース講習会事前公認申請書を提出する。この講習会責任者は新生児蘇生法「専門」コースインストラクターもしくは新生児蘇生法コアインストラクターでなくてはならない。事前公認後、講習会開催の広報が可能となるほか学会ホームページに掲載される。

修了認定取得の流れ

修了認定取得を希望する者は上記新生児蘇生法「専門」コース講習会を受講し、筆記試験を提出する。

新生児蘇生法「専門」コース講習会開催責任者は講習会終了後、新生児蘇生法「専門」コース講習会報告書、筆記試験採点表、講習会実施の記録資料（写真数点またはビデオ記録、録音テープなど）、受講者が記入した新生児蘇生法「専門」コース修了認定申請書を学会事務局に提出する。学会事務局は審査の結果適当と判断した場合、開催責任者に対して新生児蘇生法「専門」コースインストラクター実績票、各受講者に対して合格通知を発送、認定料の納付確認後に修了認定証を発行する。

認定更新

修了認定は5年ごとに更新する。5年ごとに行われる ILCOR の Consensus および本邦新生児蘇生法ガイドラインの更新内容を含むアップデート講習会を受講し、筆記試験、新生児蘇生法「専門」コース修了認定更新申請書を学会事務局に提出する。学会事務局は審査の結果適当と判断した場合、各受講者に合格通知を発送、認定料の納付確認後に修了認定証を発行する。

2-3. 新生児蘇生法「専門」コースインストラクター養成講習会（I コース）

始めに

学会は新生児蘇生法「専門」コースのインストラクター養成を目的として新生児蘇生法「専門」コースインストラクター養成講習会を開催することができる。

対象と目的

周産期医療及び医療関係教育機関に従事し、新生児蘇生法「専門」コースインストラクターとして本事業の推進に指導的役割を果たす志の有る、二次もしくは三次周産期医療機関医師、日本周産期・新生児医学会周産期専門医・（暫定）指導医、新生児蘇生に携わる専門性の高い看護師・助産師、医療教育機関の教員など。新生児蘇生法「専門」コースで求められる知識・技能に加え、新生児蘇生法普及事業の知識および指導法を習得する。

認定取得ができる講習会およびその開催

学会が主催する新生児蘇生法「専門」コースインストラクター養成講習会。新生児蘇生法「専門」コースインストラクター養成講習会は学会のみが主催し、新生児蘇生法コアインストラクターもしくは新生児蘇生法「専門」コースインストラクターのみ

が講義あるいは実技指導を行うことができる。

認定取得の流れ、資格の更新

3-2. 新生児蘇生法「専門」コースインストラクター養成講習会の項 参照。

3. 新生児蘇生法各インストラクターについて

3-1. 新生児蘇生法「一次」コースインストラクター

目的

新生児蘇生法「一次」コースインストラクターは新生児蘇生法「一次」コースを開催・講義あるいは実技指導を行うことができる。なお新生児蘇生法「一次」コースの開催・講義あるいは実技指導を行うためには、新生児蘇生法「一次」コースインストラクター、新生児蘇生法「専門」コースインストラクター、もしくは新生児蘇生法コアインストラクターいずれかの認定を有する必要がある。

認定取得の流れ

新生児蘇生法「一次」コースインストラクターの認定を希望する者は下記の全てを満たす必要がある。

- ・ 新生児蘇生法「専門」コース修了認定を有すること。
- ・ 新生児蘇生法「一次」コース講習会においてインストラクター補助を1回以上経験すること。
- ・ インストラクター補助として参加した講習会のインストラクター1名以上より推薦を受けること。

上記を満たす者は、新生児蘇生法「一次」コースインストラクター認定申請書に新生児蘇生法「一次」コースインストラクター実績票、新生児蘇生法「一次」コースインストラクター推薦書を添えて学会事務局に申請する。学会事務局は審査の結果適当と判断された場合、新生児蘇生法「一次」コースインストラクター認定シールを発行する。

認定更新

インストラクター認定は5年ごとに更新する。5年ごとに行われる ILCOR の Consensus および本邦新生児蘇生法ガイドラインの改訂に合わせ新生児蘇生法「専門」コース修了認定を更新すると共に、過去5年間に2回以上新生児蘇生法「一次」コースのインストラクターとして指導を行った実績を有すること。

認定の更新にあたっては新生児蘇生法「一次」コースインストラクター更新申請書にインストラクター実績票2通を添えて学会事務局に提出する。

3-2. 新生児蘇生法「専門」コースインストラクター

目的

新生児蘇生法「専門」コースインストラクターは新生児蘇生法「一次」コースもしくは新生児蘇生法「専門」コースを開催・講義あるいは実技指導を行うことができる。なお、新生児蘇生法「専門」コースの開催・講義あるいは実技指導を行うためには、新生児蘇生法「専門」コースインストラクターもしくは新生児蘇生法コアインストラクター

の認定を有する必要がある。

認定取得の流れ

新生児蘇生法「専門」コースインストラクターの認定を希望する者は下記の全てを満たす必要がある。

新生児蘇生法「専門」コースインストラクター養成講習会を修了し、新生児蘇生法「専門」コース修了認定を有すること。

上記を満たす者は新生児蘇生法「専門」コースインストラクター認定申請書を学会事務局に申請する。学会事務局は審査の結果適当と判断された場合、新生児蘇生法「専門」コースインストラクター認定シールを発行する。

認定更新

インストラクター認定は5年ごとに更新する。5年ごとに行われる ILCOR の Consensus および本邦新生児蘇生法ガイドラインの改訂に合わせ新生児蘇生法「専門」コース修了認定を更新すると共に、過去5年間に2回以上新生児蘇生法「一次」コースもしくは新生児蘇生法「専門」コースか新生児蘇生法「専門」コースインストラクター養成講習会のインストラクターとして指導を行った実績を有すること。

認定の更新にあたっては新生児蘇生法「専門」コースインストラクター更新申請書にインストラクター実績票2通を添えて学会事務局に提出する。

3-3. 新生児蘇生法コアインストラクター

目的

国際的整合性の維持を含め、本制度の発足に当たり学会は新生児蘇生法コアインストラクターを認定することができる。新生児蘇生法コアインストラクターは新生児蘇生法「一次」コース、新生児蘇生法「専門」コース、新生児蘇生法「専門」コースインストラクター養成講習会すべての開催（新生児蘇生法「専門」コースインストラクター養成講習会を除く）・講義あるいは実技指導を行うことができる。新生児蘇生法「専門」コースインストラクター養成講習会は学会のみが主催し、新生児蘇生法コアインストラクターもしくは新生児蘇生法「専門」コースインストラクターのみが講義あるいは実技指導を行うことができる。

認定取得の流れ

新生児蘇生法コアインストラクターの認定を希望する者は下記の全てを満たす必要がある。

- ・日本周産期・新生児医学会の学会員であること。
- ・米国 Neonatal Resuscitation Program インストラクターに代表される新生児蘇生法に関する国際的指導資格を取得したもの、ないしはそれ相当の能力を有すると学会が認めたもの。

上記を満たす者は、新生児蘇生法コアインストラクター認定申請書に新生児蘇生法「専門」コース修了認定に相当する認定料（同時に申請する場合）を添えて、学会事務局に申請する。学会事務局は審査の結果適当と判断された場合、新生児蘇生法「専門」

コース終了認定証およびコアインストラクター認定シールを発行する。

認定更新

インストラクター認定は5年ごとに更新する。5年ごとに行われる ILCOR の Consensus および本邦新生児蘇生法ガイドラインの改訂に合わせ新生児蘇生法「専門」コース修了認定を更新すると共に、過去5年間に2回以上新生児蘇生法「一次」コース、新生児蘇生法「専門」コースもしくは新生児蘇生法「専門」コースインストラクター養成講習会いずれかのインストラクターとして指導を行った実績を有すること。

なお“新生児蘇生法コアインストラクター”はあくまで本制度発足のための暫定的な名称であるので、認定更新は新生児蘇生法「専門」コースインストラクターに準じて行われ、次回からの名称は新生児蘇生法「専門」コースインストラクターに統一される予定である。

認定の更新にあたっては新生児蘇生法「専門」コースインストラクター更新申請書にインストラクター実績票計2通を添えて学会事務局に提出する。

4. 認定の停止

修了認定の停止

学会は新生児蘇生法「一次」コースまたは新生児蘇生法「専門」コース修了認定した者に以下の行為が見られた場合、修了認定を取り消すことができる。

- ・認定申請および更新にともなう申告内容に不正が認められた場合。
- ・本事業修了認定者として不適当と判断された場合。

修了認定を取り消された場合、直ちに終了認定証を返却しなくてはならない。なお学会は修了認定を取り消した場合においても認定料の返還はおこなわないものとする。

インストラクター認定の停止

学会は新生児蘇生法「一次」コースインストラクター、新生児蘇生法「専門」コースインストラクター、新生児蘇生法コアインストラクターとして認定した者に以下の行為が見られた場合、修了認定を取り消すことができる。

- ・認定申請および更新にともなう申告内容に不正が認められた場合。
- ・本事業修了認定者として不適当と判断された場合。
- ・講習会責任者として開催した講習会に不正が認められた場合。

インストラクター認定を取り消された場合、直ちにインストラクター認定シールを返却しなくてはならない。

新生児蘇生法（NCPR）規定付則

1. 新生児蘇生法（NCPR）普及事業の意義

出生により胎児は新生児として胎外生活に適応した呼吸循環動態に切り替わらなければならないが、この呼吸循環動態の移行が順調に進行しない事例は、全出産の約10%にみられ、さらに全出生児の1%が救命のために本格的な蘇生手段（気管挿管、胸骨圧

迫、薬物治療)を必要とし、適切な処置を受けなければ、死亡するか、重篤な障害を残すとされている¹⁾。そこで、AHA 2000 心肺蘇生国際ガイドライン(以下 AHA 2000)では、「全ての分娩に新生児の蘇生を開始することのできる要員が少なくともひとり、専任で立ち会うべきである。更に気管挿管と薬剤投与を含む全ての蘇生の技術を備えているものが、いつでも手助け出来るようにしておくべきである。」と推奨してきた²⁾。

この体制を実現するために、1987 年より北米ではアメリカ小児科学会(American Academy of Pediatrics, 以下 AAP)が AHA の協力のもと、実地講習会を通して標準的な新生児心肺蘇生法を全国の周産期医療関係者に習得させる研修プログラム(neonatal resuscitation program, 以下 NRP)を展開しており、約 8 時間の実地講習会に参加して筆記試験と実技試験に合格したものには provider の資格が、90%以上の正解率で provider 資格を取得した上に半日間の instructor コースを習得した者には instructor の資格が与えられる。更新の為に provider は 2 年ごとに講習会受講が必要で、instructor は 2 年間に 2 回以上 AAP 公認の新生児心肺蘇生法講習会において指導者として貢献しなければならない。このような方式により、ほとんどの周産期医療関係者が新生児心肺蘇生法の実地講習会を受講し、現在では 250 万人以上の provider と 3 万人以上の instructor が登録されているとのことである。こうしたプログラムのおかげで、北米の新生児仮死の蘇生成功率は向上したが、その効果は NICU が無く小児科医の当直が居ないような小規模の病院でより顕著であったと報告されている³⁾。北米では、分娩は全例総合病院で行われているが、我が国では、全分娩の約半数は、産科診療所や助産師施設で取り扱われている⁴⁾ので、NRP の様なプログラムが我が国で展開され、新生児を取り扱うすべての医療従事者が新生児の救命処置に習熟した場合には、その効果は産科診療所や助産師施設でより顕著になるのではないかと期待される。

AHA の他にヨーロッパ蘇生会議、カナダ心臓・脳卒中財団、ラテン・アメリカ蘇生会議、オーストラリア・ニュージーランド蘇生会議、南アフリカ蘇生会議を構成メンバーとした国際蘇生法連絡委員会(International Liaison Committee on Resuscitation 以下 ILCOR)は、2005 年 11 月 29 日に、5 年ぶりに心肺蘇生法の概要の大幅な改正を提言した(Consensus2005)⁵⁾。これは、380 人以上の国際委員が 3 年かけて、心肺蘇生に関する多数の論文を 276 のテーマ別に分類して吟味し(C2005 Evidence Evaluation Worksheets <http://www.c2005.org>)、EBM の観点から心肺蘇生法を評価したものである。ILCOR の主要メンバーである AHA は、Consensus2005 の発表と同時に、Consensus2005 に基づいた具体的な新生児心肺蘇生法のガイドライン(以下 AHA2005 ガイドライン)⁶⁾を公表した。Consensus2005 は各種心肺蘇生法の根拠を概説しているのに対して、AHA2005 ガイドラインはその蘇生手技を実際にどのように行うかを推奨の強さとともに具体的に示している。AHA ガイドライン 2005 を受けて、AAP が 2006 年度からの NRP 講習会の受講生のために **Textbook of Neonatal Resuscitation** 第五版¹⁾を 2006 年 6 月に出版した(田村正徳が監訳者となって本書の翻訳本が医学書院から出版され、その翻訳料・監訳料は、“日本版新生児心肺蘇生法普及プロジェクト“に活用されることを願って日本周産期・新生児医学会に寄付される契約となっている)。

我が国は 2005 年の段階では ILCOR には加盟していなかった（2006 年に日本蘇生協議会が中心になってアジア蘇生協議会が発足し、ILCOR の正式構成団体としての加盟が認められた。日本周産期・新生児医学会は 2007 年 4 月から日本蘇生協議会の構成メンバーとして承認された。）ので、Consensus2005 の内容を事前に把握することができず Consensus2005 の公表を待って、日本救急医療財団の心肺蘇生法委員会の日本版救急蘇生ガイドライン策定小委員会（委員長：丸川征四郎、小児科学会推薦委員：清水直樹、田村正徳）が、日本版救急蘇生ガイドラインを作成し、新生児心肺蘇生法に関する部分はホームページで公開された⁷⁾後に 2007 年春医療関係者向け冊子として出版された⁸⁾。

平成 16 年度より始まった厚生労働省雇用均等・児童家庭局「小児科医・産科医・助産師・看護師向けの新生児心肺蘇生法の研修プログラムの作成と研修システムの構築とその効果に関する研究」班（分担研究者：田村正徳）は、日本の実情に対応した新生児心肺蘇生法の標準化とその普及活動の在り方を検討しており日本版救急蘇生ガイドラインの新生児部分の作成作業にも深く関わってきた。

本事業は上記研究班の成果を踏まえつつ、我が国全新生児に対する医療水準の向上を願い、日本周産期・新生児医学会を実施主体として展開するものである。

参考文献

- 1) Textbook of Neonatal Resuscitation, 5th Edition Edited by J. Kattwinkel, The American Academy of Pediatrics (AAP) and American Heart Association (AHA), 2006
監訳田村正徳、AAP/AHA 新生児蘇生テキストブック 第五版、医学書院
- 2) The American Heart Association in Collaboration with the International Liaison Committee on Resuscitation : Part 11. Neonatal resuscitation. Guidelines 2000 for cardiopulmonary resuscitation and emergency cardiovascular care. Circulation, 102(suppl) : 1343-1357, 2000.
- 3) Patel D, Piotrowski Z, Nelson M, Sabich R. Effect of a Statewide Neonatal Resuscitation Training Program on Apgar Scores Among High-Risk Neonates in Illinois. Pediatrics 2001; 4: 648-55
- 4) 母子保健の主たる統計 平成 17 年度版 財団法人母子衛生研究会編集、母子保健事業団、東京、2006
- 5) 2005 International Liaison Committee on Resuscitation, American Heart Association, and European Resuscitation Council. 2005 American Heart Association Guidelines for Cardiopulmonary Resuscitation and Emergency Cardiovascular Care Part 7. Neonatal Resuscitation. Circulation, 112 (suppl): III-91-III-99, 2005
- 6) American Heart Association : AHA ガイドライン 2005; Circulation. 2005; 112: IV-188-IV-195
- 7) <http://www.japan-aed.co.jp/htdocs/qgsosei/guideline/NLS.pdf>
- 8) 監修：日本救急医療財団心肺蘇生法委員会 編著：日本版救急蘇生ガイドライン策定委員会、「救急蘇生法の指針 2005 医療従事者用」、新生児の救急蘇生法、127-134、へるす出版、東京、2007

2. 新生児蘇生法普及事業運営規定付則

1) 暫定的移行処置

概要

本制度が発足する前に新生児蘇生法に関する資格を取得もしくは講習を受講した者

は、学会事務局に申請・審査を受けることでその内容に応じた修了認定を得ることができる。なお、ILCOR Consensus 2000 に準拠した資格取得または講習を受講したと判断される場合は、ILCOR Consensus2005 改訂内容を含むアップデート講習会の受講を持って修了認定を得ることができる。詳細は個別に審査されるが、参考までにその例を下記に示す。

- ・ 厚生労働省科学研究「小児科医・産科医・助産師・看護師向けの新生児心肺蘇生法の研修プログラムの作成と研修システムの構築とその効果に関する研究班」が2006年1月以降に研究の一環として開催した講習会で、おおむね本会の新生児蘇生法「専門」コースのカリキュラムを満たすものは、新生児蘇生法「専門」コース修了相当として認定される。具体的には以下の様な講習会が考えられる。
 - 1) 2006 年、2007 年の新生児人工呼吸・モニタリングフォーラム での NRP スキルアップコース
 - 2) 2006 年の第 51 回日本未熟児新生児学会での NRP スキルアップコース
- ・ 厚生労働省研究班構成員が過去に開催した講習会でおおむね本会の新生児蘇生法「一次」コースカリキュラムを満たすものは、新生児蘇生法「一次」コース修了相当として認定される。
- ・ 米国 Neonatal Resuscitation Program など ILCOR 加盟国に於いて、管理された新生児蘇生法に関する資格を取得した場合は新生児蘇生法「専門」コース修了相当として認定される。なお別項に定める様に、ILCOR 加盟国に於いて管理された新生児蘇生法に関する指導者資格を取得した場合は、コアインストラクター相当として認定される。
- ・ 米国 Neonatal Resuscitation Program など ILCOR 加盟国に於いて、管理された新生児蘇生法に関する資格を取得し、本制度発足前より新生児蘇生法に関する講習会インストラクターとしての活動実績を有する者は、学会が主催する「専門」コースインストラクター養成講習会におけるインストラクター補助経験を経て、「専門」コースインストラクター認定を取得することが出来る。なお、本移行処置の適応となる資格取得および活動実績は本制度発足以前に限定される。
本移行処置の適応は本制度発足以前の資格取得および講習受講に限定され、学会は本移行処置を随時終了する権利を保留する。

申請方法

暫定的移行処置の適応を希望する者は新生児蘇生法暫定的移行処置適応申請書に各コースが定める提出物に添えて学会事務局に提出する。学会事務局は審査の結果適当と判断した場合、各申請者には新生児蘇生法暫定的移行処置適応通知を送付、認定料の納

付確認後に修了認定証を発行する。

2) 新生児蘇生法普及事業小委員会規定付則

1. 名称

新生児蘇生法普及事業小委員会の正式名称を有限責任中間法人日本周産期・新生児医学会教育・研修委員会新生児蘇生法(NCPR)普及事業小委員会とする。

2. 目的

本小委員会は有限責任中間法人日本周産期・新生児医学会教育・研修委員会の下部組織として運営され、国際的エビデンスに基づいた新生児蘇生法の普及・発展に努めることで周産期・新生児医療を中心とする国民福祉の向上に寄与することを目的とする。

3. 役員

本小委員会の役員は教育・研修委員会委員長が指名する。

4. 委員会および会議

本小委員会委員長は本事業の遂行に必要な決定を行うため、有限責任中間法人日本周産期・新生児医学会会員より若干名の委員を任命する。

5. 会計

本小委員会における会計は有限責任中間法人日本周産期・新生児医学会の特別会計として計上し、有限責任中間法人日本周産期・新生児医学会監事による監査を受けるものとする。

6. 変更

本付則の変更には小委員会における決議に加え、教育・研修委員会および有限責任中間法人日本周産期・新生児医学会理事会の承認を必要とする。

7. 事務局

本小委員会の事務局を有限責任中間法人日本周産期・新生児医学会におく。箇々の業務については適切な事業者へ委託することが可能であるが、その際には個人情報の流出に留意する。

8. 新生児蘇生法普及事業連絡会議

本事業に関する関連各分野との関係を計り本事業の円滑な発展と目的として、本小委員会は適切な時期に以下のような関連団体を含む連絡会議を設置するように努める。新生児蘇生法普及事業連絡会議は本事業の遂行に関して、本小委員会委員長に助言を行う。

日本産科婦人科学会 日本小児科学会 小児集中治療研究会 日本産婦人科医会
日本小児科医会 日本助産師学会 日本新生児看護学会 日本助産師会 等